

あつたと云ふことは確に否むことは出来得ぬであらうと思はれる。

これ等に據つて考ふれば太閤は文藝に對して自分の趣味を有して居られたのである。趣味なき生活は凡て單調で變化に乏しいものであるが、太閤はその生活を飾るに足るべき講學の志、文藝の趣味があつて、之を善用して自己目的の達成に努め

算賦に就いての小研究

加 藤 繁

られたので、決して無學なる一の武弁ではなかつたのである。かく太閤にはその内容を飾るに足るべき十分なるものがあつたから、之をその偉大なる事業、豪放なる計畫と對照して考ふれば、太閤の人物が倍々雄大であつた所以も感得され、當時上下を擧つて威服したりし理由も自ら明発となると思はれるのである。

源、以上三つの問題を考究するのが本論文の目的である。

一
兩漢時代に算賦といふ名に依つて人頭税が行はれたことは隠れもない事實である。其の算賦の制度特に錢百二十を一算とする筈は何時定められたかといふこと、算賦といふ名稱の意義、算賦の起

算賦の制度は漢書^{卷二}惠帝紀六年の顔師古の註に引かれた漢律の文、并に同書^{卷一}高帝紀四年の註及後漢書^{卷下}一光武帝紀建武二十二年の章懷太子の註に引かれた漢儀注の文に據つて窺ひ知ることが

出来る。惠帝紀六年の註に應劭を引いて

應劭曰。中漢律。人出一算。算百二十錢。

唯賈人與奴婢倍算。

とある。應劭は後漢の靈帝獻帝時代の人である。兩漢に於ては、律令は隨時改定増補されたから應劭の引いた漢律は靈獻時代の律と認めなければならぬ。次に高帝紀の註には

如淳曰漢儀注。民年十五以上至五十六出賦。

錢人百二十爲一算。爲治庫兵車馬。

とある。後漢書光武帝紀の註に引かれた漢儀註の文も大體此れと同様である。漢儀注編纂の年代は詳でないが、曹魏の時、陳郡の丞を務めた如淳が此の書を引用したのを見れば、魏以前の編纂であることは疑を納れぬ。さうして漢舊儀・漢儀・漢官など、漢の制度を書集めた書物は、大抵後漢の人の手に成つたことを考合せれば、漢儀註も後漢の時代に出来たものと認めて殆差支あるまい。偕て右

に擧げた漢律及漢儀注の文に據つて算賦は十五歳以上五十六歳以下の民から徴收され、一算即ち其の一人分は錢百二十であつたこと、商人及奴婢は一人に對して算賦二人分が徴收されたこと算賦の上り高は庫兵車馬の費用に充てられたことが知られる。商人の負擔を重くしたのは言ふまでもなく、未を抑え本を揚ぐる意味であらう。奴婢の算賦は其の所有者から取立てられるのであるから、其の算賦を倍するのは、やがて奴婢所有者の負擔を重くする所以であつて、之に據つて間接に奴婢の増加を防がうと企てたのであらう。又算賦が男女俱に割當てられたこと、並に結婚促進の爲、未婚の女子に對して、特に算賦が重くされたことは、漢書惠帝紀六年十月の條に女子年十五以上至二十不嫁五算とあるに據つて知られる。

上述の如く、漢律・漢儀註には普通一人分の算賦を百二十錢と傳へて居るが、此の規制は何時定め

られたであらうか。其の行はれた期間は何時から何時までであつたらうか。漢が始めて算賦を設けたのは高祖の四年であつて、漢書^{卷一}高帝紀四年の條には八月初爲算賦と明記してある。さうして漢儀注の文を引用した如淳の註は、此の條の顏註に挿まれて居るから、顏師古も、如淳も、百二十錢を一算とすることは高祖四年八月算賦創設の時に定められたと考へたであらう。同書^{卷六十}賈捐之傳の、捐之が元帝に對へた言には

孝文皇帝閔中國未安、偃武行文、則斷獄數百。
民賦四十。丁男三年而一事

の條に、武帝征和中の詔を掲げて

征和中。^中上廼下詔深陳既往之悔曰。前有司奏欲益民賦三十。助邊用。是重困老弱孤獨也。
^中當今務在禁苛暴。止擅賦。云云。

とある。註には「師古曰。三十者。海口轉增三十錢也。」と云ひ、「益賦三十」を以て、算賦一人分を更に三十文づゝ増加することと解したが、清の徐松の漢書西域傳補註^{卷下}には一層明瞭に解釋して

高帝紀如淳註引漢儀注明年十五以上至五十。六出賦。錢人百二十爲一算。^中略今口增三十。是百五十爲一算。其時有司有此奏而未行。云云。

と云ひ、算賦百二十を増して百五十とするの意味と定めて居る。次に漢書^{卷八}宣帝紀、甘露二年の詔に「減民算三十」とあつて、王先謙の補註に「漢律人出一算。算百二十錢」と見える。即ち王氏は一算百二十錢の中三十錢を減じて九十錢に改めたと見做したのである。次に

同書十成帝紀、建始二年の條には

減三天下賦。錢算四十。

とあつて、註に「孟康曰。本算百二十。今減四十爲八十。」と見える。此の如く、漢書には算賦の創設及増減に關する記事が見えるが、古來の註釋家は、其の創設の際に於ける一算の定額を百二十錢とするのみならず、後其れが増される場合には百二十錢に若干を増したと解釋し、減せられる場合にも、いつも百二十錢から若干を減じたと解釋して居る。此の解釋は正當でない。一算百二十錢といふことは應劭の引いた漢律及漢儀注に見える。應劭の引いた漢律は後漢の靈獻時代の律と認むべきことは上に述べた如くである。又漢儀注も後漢人の編纂と考へられるもので、此れに記された制度は、必ずしも前漢國初以來の制度でない。下に述べる如く、此の書に見えた口賦の制度の如きは、明に前

漢末から後漢へかけて行はれた制度である。如淳顔師古等が、漢律漢儀注に見えた算賦の定額を以て、直に國初に於ける算賦創定の際の規定に擬したのは、制度に變遷あることを忘れた仕方である。一算百二十錢の定めは、應劭の引いた漢律に見えるのであるから、靈獻帝時代に行はれたものであることは疑を納れぬ。前後兩漢を通じて、算賦の定額の沿革を觀るに、前漢に於ては、前に掲げた如く、數回の改革が行はれたが、成帝建始二年の改正を打留めとして、其れ以後は全く一定した。さうして後漢一代の間は、前漢末に於ける算賦の定額を其儘踏襲して、何の變更も施さなかつた。即ち成帝建始二年に改正された算賦の定額が、前漢末から後漢一代を通じて行はれたのであつた。斯く觀來れば後漢靈獻帝時代の算賦の定額たる百二十錢は成帝建始二年改正の結果であつたと謂はなければならぬ。建始二年には一算に附き四十錢だ

け引下げられた。さうして其の結果が百二十錢と爲つたのであるから、引下げ以前には一算の定額が百六十錢であつたことを認めなければならぬ。又是より先、宣帝甘露二年には一算につき三十錢だけ引下げられた。故に甘露二年以前には、一算の定額が百九十錢であつて、此の年引下げに因つて百六十錢と爲つたと、推定しなければならぬ。文帝の時には一算四十錢であつたことが、前に引用した漢書賈捐之傳に見える。文帝が民力休養に努めたこと、力したことから推せば、此の天子の時に、算賦の僅少であつたのは事實であらう。武帝に就いては賈捐之傳には大に算賦を増加したと云ひ、漢書^{卷七十八}蕭望之傳には増加しなかつたと云ひ双方一致しないが、顧ふに文帝時代の算賦の定額と宣帝の初の算賦の定額とは餘程懸離れて居て、此の間に於ていつか其の増加が決行された筈であるから、武帝が算賦を増したといふ賈捐之の言が、寧ろ事實ら

しく受取られる。此れも前に引いた漢書西域傳の文に據れば、征和中に於ける算賦三十錢増加の議は實行されなかつたらしいけれども、是より先、既に大に算賦が増加されて居たのかも測り難いから、此の文に據つて、武帝が算賦を増さなかつたと断定することは出来ない。高祖の定めた算賦の定額が文帝の時一旦引下げられ、武帝の時復引上げられたやうであるが、委しい事は分らない。要するに算賦の定額を詳にすることの出来るのは宣帝以後である。さうして漢律漢儀注に見えた百二十錢といふ數字は、成帝建始二年の規定に係るのであつて、決して高祖以來の制度でなく、此れを文帝の時にも、武帝の時にも宣帝成帝の時にも當措める古人の解釋は誤謬と謂はなければならぬ。

次に算賦の密接の關係ある口賦に就いて一言申添へて置かう。口賦は算賦を納めない幼年者の爲

設けられた租税であつて、漢書七昭帝紀、元鳳四年の註及後漢書光武帝紀の註に引かれた漢儀注の文に據れば、七歳以上十四歳以下の民に對して、一人毎に二十三錢づゝ割當てられるのである。さうして二十三錢の中、三錢は武帝の時増加されたので、其れ以前には二十錢であつたことが矢張上述の漢儀注に見える。又七歳以上のものに口賦を課するの、國初以來の制度でなく、元帝の時、御史大夫貢禹の奏請に因つて定められたことであつて、其れまでは三歳以上のものに口賦が課せられたことは、漢書^{卷七}十二貢禹傳に據つて知られる。

(東洋學報第八卷第二號、拙稿「漢代に於ける國家財政と帝室財政との區別並に帝室財政」一覽參照)要するに、口賦は、算賦が成人の人口頭税であるのに引換へ、幼年者に對する人口頭税である。さうして漢儀註に掲げられた口賦の制度は、武帝の時と元帝の時と兩度の更改を経、前漢に互つて行はれたもので、決して國初以來の定制ではなかつたのである。

二

算賦の制度其物に就いては略述べ盡したから、次には算賦といふ名稱の意義を述べよう。算賦は何故に算といふ文字を冠らされて居るか。此れに就いては古來明瞭な説明が下されて居ないやうであるが、併し決してむづかしい問題ではない。算は此の場合では人を算へることを意味する。即ち人口調査を意味する。漢代に於ては毎年八月人口調査を行つて、然る後人口頭税が徴收されたから、其の人口頭税が算賦と名づけられたのである。漢代に人口調査の行はれた徴證は乏しくない。後漢書^{卷五}安帝紀の章懷太子の註に引かれた東觀漢記の安帝元初四年の詔には「方今八月案比之時云云」とある。さうして章懷太子は案比を解して「謂案戶口次比之也」と云つて居る。又晋の司馬彪の續漢書禮儀志には

仲秋之月、縣道皆案戶比民。

と見える。仲秋が八月を斥すのは申すまでもない。又後漢書卷十后紀上の初には

漢法常因八月算人遣中大夫與掖庭丞及相

工於洛陽鄉中閱視良家童女中略載還後宮

と見える。此れに據つて、毎年八月の人口調査が、

案比の外、算人とも呼ばれたことが知り得られる。

又同書卷六十九江革傳には

建武末年與母歸鄉里每至歲時縣當案比革

以母老不欲搖動自在轅中輓車不用牛焉

と見える。此の文には八月といふことは無いけれ

ども、兎に角建武以來、年々人口調査の行はれたこ

とが窺はれる。又鄴玄の周禮地官小司徒の註にも

鄴司農云五家爲比故以比爲名今時八月案

比是也。

とある。以上は孰れも後漢に於て年々人口調査の

行はれた例證である。さうして前漢に此の制度の

行はれたといふ記載は傳はらないけれども、併し

後漢の制度の大部分は前漢の制度を踏襲したもの

であること、人口調査の制は後漢の初なる建武年

間から既に存在したこと、人口調査と最密接な關

係のある算賦が前漢から行はれたこと、前漢で始

めて算賦を設けた高祖四年八月の八月といふ月が

後漢の人口調査の時期たる八月と相一致すること

などを考合せれば、人口調査は後漢に至つて始め

て起つたものでなく、前後兩漢を貫いて繼續した

ものと見るのが妥當であらう。人口調査は、三國

以後、算賦が亡びると同時に廢れてしまつたが、

此の二つの制度は、互に相終始したのであらう。

さうして人口調査が算と呼ばれたから、人口調査

の結果に照らして一人一人から徴收される租税を

算賦と名づけ、其の租税の單位を一算と呼んだの

であらう。人口調査の責任者が縣であつたことは

前に掲げた續漢書や後漢書の文に據つて知られる

が、併し恐らくは縣の令長が親ら一縣の人民を悉く點檢したのではなく、各郷の有秩・郷佐などいふ村役人に命じて實際の調査を行はしめ、縣の令長は之を監督したに過ぎなかつたであらう。斯くして、毎年八月、人口の調査が行はれ、直に引續いて算賦の徴收が行はれたであらう。

算賦の外、漢代には算と呼ばれた租税が少くない。景帝の時には訾に算した。即ち訾萬錢毎に一算百二十七を徴した。武帝の時には緡錢二千毎に一算二十錢を徴した。又輜車にも算し船にも算した。當時課税物件の單位を定めて其れから一定の錢を徴收する場合に總べて算と云つた。此れは其の仕組が算賦に似て居るところから、算といふ言葉を借りて用ひたのに過ぎない。従つて算の本來の意義を此處に求めることは出來ない。

算賦の算の意義は上述の如くであるが、賦と呼ばれるのは何故であらうか。此れは次項に、算賦

の起源を論ずるに當つて、自ら説き及ぶことに爲るから此處には述べぬ。

三

算賦は何時から始まつたであらうか。漢書に高祖四年八月に始めて算賦を設けたといふ記載のあることは、前に掲げた通りであるが、此れは唯漢代に於ける算賦創設の年月を示したゞけであつて必しも算賦の起源とは見られない。算賦が漢に始まるか將た漢以前から存在したかは別に考察を費さなければならぬ。此れに就いて先づ學ぐべきは漢書^{四上}食貨志に引かれた董仲舒の言に

至秦則^中略田租口賦鹽鐵之利二十倍於古。

とあることである。董仲舒は漢の初葉の大儒であるから、此の人に依つて傳へられた秦の制度は大體信するに足らう。従つて右食貨志の文に掲げられた、秦代に口賦の存在したといふことは先づ事

實と認めて宜ろしからう。口賦は算賦の姉妹税とも謂ふべきものである。算賦は姉で口賦は妹である。姉が妹に先だつて生れる如く、成人の人头税たる算賦が先づ存在して、然る後幼年の人头税たる口賦が設定されなければならぬ。幼年の人头税が、成人の人头税に先だつて存在するといふことは到底有り得べきでない。故に秦代に口賦が存在した以上は、算賦も均しく存在したと認めて差支ない筈である。尙ほ漢書卷四十九鼂錯傳の、錯が文帝に上つた書には

今秦之發卒也。有萬死之害。而亡銖兩之報。死事之後。不得一算之復。天下明知禍烈及己也。

陳勝行戍。至於大澤。爲天下先倡。

とある。鼂錯は董仲舒よりも稍先輩で、仲舒は景帝の時博士と爲つたが、錯は是よ先、文帝の時太常掌故と爲り、中大夫と爲つた。さうして文帝の命に因つて故の秦の博士なる濟南の伏生に就いて

尙書を受けた。彼は其の時代から言つても、秦の博士たる伏生に親炙した點から言つても、秦代の事に就いては董仲舒に勝るとも劣らない精確な智識を持つて居た筈である。右鼂錯傳に據れば、彼は、秦代に於ては戰死者の遺族と雖一算即ち算賦一人前の免除にも與らなかつたと述べて居る。即ち秦代に算賦の行はれたことを明言して居る。此れは董仲舒の言に比して一層的確に秦代に於ける算賦の存在を證明する重要な資料である。要するに鼂錯・董仲舒一家の言に據れば、算賦が漢代に始まつたのでなく、秦から繼續し來つたことは、殆ど疑を納れない。

算賦が秦代から存在したことは上述の如くである。秦代とは秦の天下統一の時代を指す。董仲舒の言ふ所は、秦の諸侯時代の事と統一時代の事を一括したもののやうであるが、鼂錯の言は統一時代の事と受取られる。故に彼等の言に據つて知

り得られる算賦施行の時期は、秦の天下統一の時代とするのが妥當である。然らば算賦は秦の天下統一時代に始まつたのであらうか。若しさうでないとするれば何時から始まつたのであらうか。私は此の問題を解決する關鍵として史記卷五秦本紀、孝公の條に

十四年、初爲賦

とあるのを擧げる。さうして、此處に謂ふところの賦は、やがて算賦に外ならないことを主張する。次に其の理由を説明しよう。

(一) 秦本紀の賦は軍賦と解すべきこと 秦本紀孝公十四年の條の註に

徐廣曰。制貢賦之法也。索隱曰。譙周云。初爲軍賦也。

とある。即ち徐廣は賦を貢賦と解し、譙周は軍賦と解したのであるが、譙周の方が適當である。賦は説文卷六に賦斂也と云ひ、廣く租税を意味する

やうに解釋して居る。賦字に斯様な用法も勿論あるが、併し其れは廣義の場合であつて、狹義に軍賦の意に用ひられて居る。左傳昭公四年の條に「鄧子産作丘賦。」とあり、春秋哀公十二年の條に「春用田賦。」とあるの賦は孰れも軍賦である。左傳成公元年の「臧宣叔舍脩賦繕完具守備。」の賦も恐らくは同様であらう。漢書食貨志上の周の制度を述べた條にも

有賦有稅。稅謂公田什一及工商衡虞之入也。

賦共車馬甲兵士徒之役。

と云ひ、賦を軍賦と解して居る。要するに賦の切詰められた意味は軍賦である。孝公十四年の條に賦を爲るとあるのも、如上の例と同様、軍賦と解すべきであつて、斯く解して始めて意義を生ずるのである。徐廣の用ひた貢賦といふ言葉は甚曖昧である。貢は説文同上に貢獻功也とあつて、民の製作品を獻納する意である。顧ふに貢は本來被治者から任意的に上に獻納するものを指すのであつて

賦が狹義廣義に拘はらず、強制的に納付を命令されるのと自ら相違して居る。周禮の天官太宰や地官遂人などには賦貢又は貢賦といふ熟字が見えるが、此れは孰れも賦と貢との二つを指すのであつて、此の二字が一つの意義を形成するのではない。徐廣の所謂貢賦は此れと異なつて、一つの制度と解しなければならぬが、さりとて何を意味するであらうか。若し貢賦の意とすれば、其れが初爲賦の賦の解釋として不適當であるのは申すまでも無い。貢賦の意でないとするれば、何を斥すか全く分らない。要するに、孝公十四年に設けられた賦の解釋としては、徐廣を捨て、譙周を取らなければならぬ。

(二)算賦も亦軍賦であること 第一節の初に掲げた如く、如淳が引いた漢儀注の文には、算賦の用途を説明して爲治庫兵車馬とある。漢は京師及郡國にそれ／＼武庫があつて兵器を藏して居た。

庫兵とは此の此武庫の兵器に外ならぬ。車馬も兵車及軍用の馬匹である。算賦は兵器及軍用の車馬を製造する費用に充てんが爲徴收せられるもので取りも直さず軍賦である。漢代に於ける國民の軍事上の負擔は、兵器車馬製造費の支出と兵役に服することゝの二つであつた。兵役には、二十三歳以上五十六歳以下の男子をして服せしめる掟であつたが、規定の錢を納付するものは、此れを免れることが出来た。其の服役免除の代償として納付する税を名づけて更賦と云つた。更賦も廣い意味から言へば軍賦であらうが、併し此れは兵役に代はる變則の運上であつて、本來の性質は賦でなく役である。従つて此れを負擔するものも國民の一部に過ぎない。本來の軍賦として國民全部の負擔したのは、兵器車馬製造の費たる算賦に外ならないのである。漢書^{卷二}惠帝紀の惠帝即位の詔に
今更六百石以上。父母妻子與同居。及故吏管佩

將軍都尉印。將兵。及佩二千石官印者。家唯給軍賦。他無有所與。

とあるが、此處に謂ふ軍賦も算賦と解釋すべきである。宋の王應麟の玉海卷百七十九 食貨の部にも、漢軍賦といふ見出しの下に、繡字を以て即算賦と註し。本文には右惠帝即位の詔を掲げて居る。王氏も算賦を軍賦と解したのである。

(三)算賦は單に賦とも呼ばれたこと 既に第一節に引用した如く、漢書には

孝文皇帝略民賦四十漢書賈捐之傳。卷第一節に在り

前有司奏欲益民賦三十。助邊用漢書西域傳下

減天下賦錢算四十。漢書成帝紀

などあるが、此の賦は孰れも算賦を意味する。漢儀注にも「人年十五至十六出賦」と云つて、賦の一字を算賦の意味に用ひて居る。算賦の外、口賦更賦など賦字を帯びた租税があるに拘はらず、單に賦と言へば、此等の租税を意味せずして、必ず

算賦を意味したことは、人をして算賦が賦の本體であつたことを思はしめる。鄭玄の周禮天官太宰の九賦の注には「玄謂賦口率出泉也。今之算泉。或謂之賦。此其舊名與」とある。鄭玄が九賦を口率泉を出すの法と解したのは、漢代に於ける賦字の意義を其儘周禮に當拵めたもので、周禮の解釋としては失當であるが、併し其の言ふ所は、漢の算賦の考究上、大に參考と爲る。要するに、漢代に於て、賦の一字が算賦を意味したことは明白であるが、其れを推擴めて觀れば、算賦は賦の本體であり、且つ算賦の舊名は賦の一字だけであつたと考へることが出来る。

(四)戰國以前の軍賦も兵器車馬費の徵收であつたと考へられること 戰國から溯つて周代へかけての軍賦も矢張漢代と同様、兵器車馬の費用を徵收することであつたと考へられる。詩經小雅信南山の孔疏に引かれた司馬法に

四井爲邑。四邑爲邱。有戎馬一匹。牛三頭。是曰
匹馬。邱牛。四邱爲甸。甸六十四井。出長穀一乘。
馬四匹。牛十二頭。甲士三人。步卒七十二人。戈楯
備。謂之乘馬。

とあるので、此れに據つて、牛馬甲兵も皆民間か
ら徴收されたやうに考へる人が、古から少くない
のであるが、必しも左様でない。司馬法は戰國の
時、齊の威王が諸臣をして古の兵法を集めしめた
と傳へられるものであるが、果して實際に行はれ
たものか、將た兵家の理想を描いたのに過ぎない
か疑はしい。併し孰れにしても右の文に言ふ所を
以て兵器車馬の實物を徴收することゝ解しなけれ
ばならぬ理由は無い。一定の土地に對して、一定の
兵器を製造し得べき費用を割當てる意味に解釋す
ることが出来る。清の惠士奇の禮說^{地官}二及朱大韶
の實事求是齋經義^{卷二}には、左傳周禮等の記事を證
據として周の制度に於ては車馬兵器は皆公家に依

つて製造し若しくは牧養さるべきものであつたこ
とを説いて居るが、私は戰國に於ても左様であつ
たらうと考へる。漢代では、車馬は太僕に依つて製
造し若しくは牧養され、兵器は郡國の工官に依つ
て製造され、武庫に依つて保管された。漢代です
ら斯様であるのに、其れよりも工業の一層幼稚で
あつた周代なり春秋戰國なりに於て、民間に向つ
て兵器類の上納を強制したとは考へられない。要
するに戰國時代に於ける軍賦も車馬兵器費の徴收
であつたと見なければならぬ。従つて孝公十四年
の賦を以て車馬兵器費支辨の爲の人頭税と解釋す
ることは、當時一般の軍賦制度と少しも扞格しな
いのである。

右四個條の考究に據れば孝公十四年創設の賦も
漢の算賦と同じく軍賦である。さうして算賦は漢
代に於て一つに賦と呼ばれたのみならず、嘗て專
賦と呼ばれた形迹さへある。又軍賦として車馬兵

器の費用を徴收することは決して漢代に始まらないので、戦國時代に於ても既に左様であつたと認められるのである。即ち孝公の賦と漢の算賦とは、大體に於て、名實俱に一致して居ると謂ふことが出来る。況んや算賦は、漢のみならず、秦の天下統一時代にも既に存在したのであるから、其れが秦の諸侯時代に淵源することは、固より異しむに足らぬ。此等の理由に據つて、私は、孝公十四年の賦と漢の算賦とを同一制度と断定し、漢の算賦の起源を孝公十四年に係ける。

孝公十四年は商鞅が秦の政治を切り轉した時である。秦本紀に據れば商鞅は孝公三年に始めて用ひられ、十年に大良造と爲り、二十二年に商君に封せられ、二十四年孝公卒し、子恵文王立つと共に勢力を失ひ、謀反の嫌疑を受けて誅戮された。始めて賦の爲られた孝公十四年は、彼が一身を以て秦の内治外政の衝に當り、權勢一國を傾けた時

であるから、賦の創設も皆彼の方寸から出でたものと認むべきであらう。商鞅は種々の改革を行ひ、且つ新制度を布いて、當時は勿論、後世までも多大の影響を及ぼしたが、若し私の如上の考察が誤りでないとすれば、彼が事業の一つとして、新に算賦の創設を敷へることが出来るのである。

史記卷六十八商君列傳に

孝公中以衛鞅爲左庶長。卒定變法之令。令民爲什伍而相收司連坐。不告姦者腰斬。告姦者與斬敵首同賞。匿姦者與降敵同罰。民有二男以上不分異者倍其賦。正義曰民有二男不別爲活者一人出兩課。有軍功者各以率受上爵。爲私闘者各以輕重爲刑。大小僇力。本業耕織。致粟帛多者復其身。事未利及怠而貧者。舉以爲收擊。宗室非有軍功。論不得爲屬籍。明尊卑爵秩等級。各以差次。名田宅臣妾衣服以家次。有功者顯榮。無功者雖富無所芬華。

とあつて、其中に、「民有二男以上不分異者倍其賦」と見える。所謂賦は秦本紀孝公十四年の賦と同一で、矢張後の算賦であらう。即ち商鞅は、分家を促進する爲、二男以上あつて分家しないものに對しては、二倍の算賦を課することゝ定めたのである。但し右商君列傳に據れば此の制度も、他の

多くの制度と同様、商鞅が孝公に仕へた初に施行されたやうである。即ち賦の創設された孝公十四年以前の事のやうであるが、實際はさうではあるまい。右の文に列擧された、多方面に亙つた重大な改革が、一朝にして實施されるものであるまい。

「宗室非有軍功論不得爲屬籍」といふやうな宗室に不利益な改革などは、殊に實行困難であつて、當時猶ほ一介の羈旅の臣に過ぎない商鞅の方では、縱令孝公が彼を信任したと言へ、容易に行はれさうには考へられない。顧ふに右の文は商鞅の改革の概要を一括して述べたもので、必しも同時に行

はれたのでなく、自ら前後遲速の別があつたであらう。さうして不分異者の賦を倍する法に至つては蓋孝公十四年賦創設の後に定められたものであらう。

四

秦漢の算賦が商鞅に淵源することは上述の如くであるが、然らば、何故に商鞅の時に始めて斯様な制度が起つたであらうか。商鞅以前に於ける秦の軍賦はどんな制度に依つたのであらうか。又秦以外の諸國はどんな軍賦の制度を用ひたのであらうか。

商鞅以前に於ける秦の軍賦制度并に秦以外の諸國の軍賦制度は甚詳でない。唯手掛かりと爲るのは春秋成公元年の條に「作丘甲。」

とあり、又前に述べた如く左傳昭公四年の條に「鄭子產作邱賦。」とあり、春秋哀公十二年の條に「春用

田賦」とあり、司馬法にも、一邱から戎馬一匹、牛三頭を一甸から長轂馬牛等若干を出すべき規制の存することである。邱は、周禮小司徒、司馬法等に據れば十六井の地で、甸は六十四井の地である。邱甲、邱賦に就いては、古來様々な解釋があつて、歸するところを知らないやうであるが、併し孰れも邱といふ大さの土地に對して割當てられた軍賦であることは疑を納れぬ。田賦も矢張土地を目標としての軍賦であることは疑無い。即ち春秋、左傳、司馬法等に見える軍賦は皆土地を目標とし、其の所有者に割當てられたものである。此れを、個人を標的とする漢の算賦、商鞅の賦に比較すれば、其の性質に顯著な相違がある。蓋前者は商工業が幼稚で、人民の殆全部が農民であり、總べての事が土地を基礎として打算される時代の制度であり、後者は農以外の生業も大分發達し、且つ個人的の活動が漸く著しく爲り、個人といふものが社會に

重きを爲す時代に發生すべきものであらう。商鞅以前、精密に言へば孝公十四年以前に於ける秦の軍賦の制度は詳でなく、深く疑へば、或は全然存在しなかつたかも知れぬが、併し、魯鄆などに於ては、春秋時代から軍賦の行はれたことを思へば、秦に於ても、一種の軍賦があつたと見るのが妥當であらう。果して軍賦が存在したとすれば、其れは恐らくは土地を目標とする種類のものであつたらう。さうして、賦の名が孝公十四年に始めて用ひられたのを觀れば、其れ以前の軍賦は賦といふ名稱を帯びなかつたことゝ推定される。或は邱甲と云つたやうな名稱であつたかも知れぬ。或は田租の附加税として僅ばかり徴收され、別に名稱も無かつたかも知れぬ。名稱に於ても實質に於ても、委しいこと確かなことは分らないが、兎に角土地を目標とする軍賦が存在したのであらう。秦以外に於ては、魯鄆は申すまでもなく、其他の國々

も、春秋時代には概ね土地を目標とする軍賦を用ひたのであらう。戦國時代に至つては、他の國々にも於ても軍賦として人頭税を用ひたものがあつたかも知れり難いが、現存の載籍には見出されない。管子卷二海王篇には「萬乘之國、正九百萬也、月人三十錢之籍、爲錢三千萬。」

とあり、同卷二輕重丁籍にも「請以令籍、人三十錢、得以五穀菽粟、決其籍。」

とあつて人頭税を徵收すべき主張が掲げられて居る。管子は小柳司氣太氏の研究東亞研究第六卷、第三號、第四號、管子の本文批評に據れば、主として、戦國の末に於て韓非子一派の手に成つたものであるから、戦國末期に於て、人頭税が法家の學者に依つて研究されたことは認められる。併し秦以外に於て、軍賦として人頭税を用ひた國は勿論、單に人頭税を用ひた國さへも見出すことは出来ない。孝公十四年に於ける人頭税の設定は秦に於ける最初の試みであるのみなら

ず、恐らくば古代支那全體を通じての最初の試みであらう。

商鞅が軍賦として人頭税を創設したことは時勢にも因り、又彼の政策にも因る。前に掲げた商君列傳に見える如く、彼は農業を奨励し、商工を抑壓した。此の政策は一面に於て、當時商工業に従事するもの、即ち所謂末利を事とするものが増加しつゝあつたことを語るものである。若し此の時代に於いて、土地を目標とする軍賦を施行すれば、其の負擔は獨り農民に係り、商工業者は全く之を免れることゝ爲り、農を捨て、商工に趨る傾向を助長する。人頭税を行へば農民も商工業者も一樣に其れを負擔するから如上の弊害を去つて、消極的に農を保護することゝ爲る。是れ蓋し彼が人頭税を採用した理由の一つであらう。又商鞅は二男以上の分家しないものには賦を倍して其の分家を促進した。後には全く父子兄弟の家を同じうして

棲息するを禁止した。此れは畢竟個人をして十分に活動せしめようとするものである。さうして、其の結果として、土地が開墾され、農業が盛になり、官民俱に富裕となるのを期待するものである。賦の設定も皆此れと同じ趣旨から出でたと謂ふことが出来る。分家しないものに對して賦を倍するのは、分家を促し、間接に個人の活動を誘動する方法であるが、賦即ち人頭税其物が既に個人の奮起活動を刺激し強制する手段に外ならぬ。戰國時代は階級門閥が衰へ、個人の方が發揮された時代であるが、商鞅は此の大勢を手強く鞭撻した。軍功あるものの上爵を授けるのも其れである。宗室と雖軍功が無ければ其籍を除くのも其れである。分家促進の法も其れである。さうして賦其物の制度にも同じ意味が見出されるのである。以上の二個條は商鞅が人頭税を起して軍賦に充てた主なる理由であらう。

賦は、其の創設の時から、漢の算賦と同じく錢に依つて徵收されたか否かは疑問である。戰國時代に於ては漸次貨幣經濟が發達しつゝあつたが、其の發達の程度は地方に依つて相違したやうである。商業や交通の狀況如何に依り、又貨幣の原料の有無多寡等に依つて、貨幣流通の狀態も様々であつたらしい。秦に於て、一般人民から人頭税として錢を徵收し得るほど、錢が行渡つて居たかどうかは疑問である。孝公の賦が錢を以て納められたか、布帛又は米穀を以て納められたかは孰れとも明言し難い。

最後に口賦の起源に就いて一言しよう。口賦が算賦より後れて設けられたことは、其の性質から見て、疑を納れない。従つて、孝公十四年算賦創設の際には、口賦はまだ設けられなかつたことを認めなければならぬ。さうして、其後、秦が天下を一統し尋で滅亡するまでの間に設定されたので

あるが、果して何時であつたか分らない。口賦 人頭税が特に算賦と呼ばれるやうに爲つたのも口といふ名稱は、必しも幼年者の人頭税を意味しない。賦が添設されて彼此相區別する必要が起つてからいけれども、便宜上此の名稱を用ひて算賦と。區 の事であらう。別したのであらう。初は單に賦と呼ばれた成人の

チエルスキ族の興廢に就いて

— 羅馬帝國の對ゲルマニ政策に關する一研究 —

文學士 植村清之助

一

チエルスキ (Cherusci) の名は既に夙くケーザルのガリヤ戰記中に見えて居る。⁽¹⁾紀元前五三年ケーザルが再度ラインを越えてゲルマニ内地に攻め入つた時に、其頃からゲルマニ種族中無二の親羅馬派であつたウビー族 (Ubi) は恐懼して忽急使者を遣はし、忠誠を誓ひ征軍を勞ふて只管其歡心を

求めたが、彼等は爾來ケーザルの命に應じて專敵情偵察の任に當たることとなつた。其報告中に、スエビ (Suebi) 當時ライン河畔一帯の地に蟠居し腰カリヤ方面に侵入し來れるゲルマニ中の一大族團であつてこの族團を目標として居るものである。は遠く邊境のパケニス・シルワ (Baenissilva) 通常今日のハルツ (Hartz) 地を指すものとせられて居る。迄退却して、この險要に據り死力を盡して羅馬軍と相闘ふ用意を整へて居る旨を告げ、且つこのパケニスの森林はスエビとチエルスキ族との境界を